

2025年4月1日

各位

株式会社ナカニシ

バリオサージ 4への保険適用について

弊社新製品「バリオサージ 4」は、既に管理医療機器（クラスII）として製造販売認証を取得しており、2025年5月21日に発売予定です。上顎骨形成術および下顎骨形成術において、超音波切削機器を用いた骨切除を行うことで、周囲の血管や神経などの軟組織損傷を避けることが期待されます。

また、「バリオサージ 4」は「バリオサージ 3」と同様に、上顎骨形成術および下顎骨形成術に使用する超音波切削機器として保険適用となりましたので、ここにお知らせいたします。

記

1. 対象製品

一般的名称	販売名
電動式骨手術器械	バリオサージ 4

2. 保険適用の概要

保険適用日：2025年3月1日（令和7年3月1日）

診療報酬区分：

K939-8 超音波切削機器加算

注 区分番号K443、K444及びK444-2に掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に算定する。

J200-4-3 超音波切削機器加算

注 区分番号J069、J075及びJ075-2に掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に加算する。

詳細は、厚生労働省ホームページ 令和6年度診療報酬改定について 第3 関係法令等 (2) 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)(令和6年 厚生労働省告示第57号 別表第一 第2章 第10部 手術、別表第二 第2章 第9部 手術)をご覧ください。

以上